

那覇市小禄老人福祉センター及び那覇市小禄児童館並びに
那覇市識名老人福祉センター及び那覇市識名児童館の
指定管理予定候補者の選定結果について

那覇市福祉部チャージがんじゅう課が所管する那覇市小禄老人福祉センター及び那覇市小禄児童館並びに那覇市識名老人福祉センター及び那覇市識名児童館（以下「センター等」という。）については、下記のとおり指定管理者を選定したので、その結果を公表します。

なお、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項により議会の議決を経る必要があり、令和 6 年 2 月議会の議決を経た後に正式に指定することになります。

1 施設の概要

No.	名称	所在地	設置目的
1	那覇市小禄老人福祉センター及び那覇市小禄児童館	那覇市小禄 5 丁目 4 番地 2	老人福祉センターは、老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための便宜を総合的に供与するとともに、市民の福祉の向上、健康の保持増進及び地域住民の交流の場として提供する。
2	那覇市識名老人福祉センター及び那覇市識名児童館	那覇市識名 2 丁目 5 番 5 号	児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、市民の福祉の向上及び地域住民の交流の活動拠点として提供する。

2 指定管理予定者

- (1) 名称 社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会
- (2) 代表者名 会長 川満 正人
- (3) 住所 沖縄県那覇市金城 3 丁目 5 番地 4

3 指定予定期間 令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 11 年 3 月 31 日（5 年間）

4 選定の経緯

(1) 公募

- ア 募集期間 令和 5 年 10 月 13 日 ～ 同年 12 月 13 日
- イ 申請団体数 1 団体

(2) 審査方法

ア 選定委員会

- a 選定機関の名称 那覇市社会福祉審議会高齢者福祉介護専門分科会審査部会（児童館併設型施設指定管理者選定委員会）

b 選定委員会の委員

審査部会長 大湾 明美（沖縄県立看護大学名誉教授）

副審査部会長 福井 彰雄（沖縄県介護福祉士会理事）

委員 島 勝司（通所介護ネットワークなは会長）

委員 盛根 秀子（介護と福祉の調査機関おきなわ副理事長）

委員 宮国 幸子（特定非営利活動法人おきなわCAPセンター副代表）

委員 横江 崇（美ら島法律事務所弁護士）

委員 伊波 就子（那覇市子ども会育成連絡協議会研修部会委員）

イ 選定委員会日時 令和6年1月11日（木）午前10時～午前12時まで

ウ 選定基準

- a 市民の平等な利用が確保できること。
- b 事業計画書の内容がセンター等の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- c 事業計画書の内容に沿ったセンター等の管理を安定して行う能力を有すること。

エ 指定管理者選定基準表（採点表）

評価項目		評価の視点	配点		
I.事業計画書の内容に沿った施設の管理を安定して行う能力を有すること①	1	応募理由（設置目的の理解）	施設の設置目的及び公の施設を理解した申請理由となっているか。 管理運営に対して高い意欲と態度が表れているか。	5	30
	2	組織体制、人員配置、職員育成等（利用者の安全管理）	責任者及び管理体制が明確に示されているか。 ・配置される人員の人数、経験や資格保持、勤務体制が適切に見込まれているか。（基準：老人福祉センター所長兼児童館長1人、高齢福祉相談員2人、児童厚生員2人。児童厚生員は沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第54条第2項各号のいずれかに該当する者とし、高齢福祉相談員は、知識や経験を有する者を1人以上） 職員の指導育成、研修体制は十分か。 ・業務の遂行に必要な知識や資質向上を図るための研修等は計画されているか。	10	
	3	苦情処理と業務改善	地域住民や利用者からの苦情やトラブル等に対応する体制はあるか。 トラブル等を踏まえ業務改善に繋げる仕組みや体制はあるか。	5	
	4	感染症や事故・災害時等の対応（危機管理）	感染症や事故、災害等に対する対応策は適切か。 ・緊急時の利用者の安全確保のための適切かつ迅速な対応策があるか。	5	

	5	個人情報の取扱い及び研修	個人情報保護のための適切な措置をとることが出来るか。 ・個人情報の適正な取扱い（収集・利用・管理・提供等に対する基本的な考え方）や職員の守秘義務に対する意識（教育）を図るなどの体制はとられているか。	5	
Ⅱ.市民の平等な利用が確保できること	6	市民の平等な利用を図るための考え方・方策	事業内容等が特定の市民や団体等に対して、不当な利用の制限又は優遇するものとなっていないか。 ・条例等を遵守し、市民が平等に利用できるような対策が図られているか。	10	10
Ⅲ.事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること	7	高齢者の教養の向上、健康の増進等に関する事業計画	本市の高齢者の実態を踏まえ、高齢者の教養の向上及び健康の増進を図るような事業が提案されているか。また、その提案が時代に合ったもので実現可能であるか。	10	70
	8	児童の健全育成に関する事業計画	児童の年齢に合わせた取組や利用者の満足が得られ再度利用したくなるような様々な子育て支援の取組が、具体的、効果的なものであるか。 子育て中の親が、「学び」や「交流」を通して、子育ての不安・精神的負担を軽減するための支援等が効果的かつ現実可能なものであるか。	10	
	9	高齢者と児童の交流	老人福祉施設と児童福祉施設が併設されていることの効用を發揮できる事業計画（協働参加型の行事等）となっているか。	10	
	10	施設利用促進策	施設の利用促進について、実現性のある数値目標があるか。 目標達成のための具体的な方策があり、それが効果的かつ現実的なものであるか。	5	
	11	地域の現状	地域の高齢者及び児童に関する団体等の状況やその課題について把握しているか。	5	
	12	地域との一体的な事業展開（地域との協働及び活性化）	地域や関係団体との連携や交流が図れるようになっているか。 利用拡大の取組及び地域の活性化を図る計画があるか。 ・地域の課題を解決することをどのように事業と結び付けようと考えているか。 ・地域住民と一体となって、高齢者や児童との交流を行うことができるか。 ・所在地区に関する理解度が高く、地域との関わり方が具体的であるか。	10	
	13	障がい者、高齢者等の雇用拡大や協働によるまちづくりへの貢献	障がい者や高齢者等の雇用拡大に貢献しているか。 ・障がい者団体やシルバー人材センターとの連携や活用を予定しているか 協働によるまちづくりに貢献しているか。 ・本市との災害時応援協定やボランティア協定等を締結しているか。 ・その他協働によるまちづくりへの協力実績や予定はあるか。	5	
	14	施設の維持管理	維持管理は効果的かつ効率的に計画されているか。 ・施設や設備・備品の点検保守、清掃、警備等は適切で、効果的・効率的か。	5	
15	管理に係る経費の縮減	市が示した実績に比較して経費の縮減が図られる内容になっているか。	5		

			・提示された指定管理料の金額が縮減されているか。		
	16	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	収入、支出の積算と事業計画の整合性は図れているか。 ・収支内容が明瞭で、妥当なものとなっているか。	5	
IV.事業計画書の内容に沿った施設の管理を安定して行う能力を有すること②	17	類似施設の運営実績	施設を良好に管理できる実績を有しているか。	5	10
	18	企業運営状況（安定的な運営が可能となる財政基盤）	団体の財務状況の健全性及び施設を管理する財政能力を有しているか。 ・本事業を5年間安定して運営を行うため財政能力を有しているか。	5	
合計点				120点	

オ 評価基準・方法

- a 委員は、採点表の評価項目ごとに、応募団体の事業計画書等の評価書類及びプレゼンテーションを基に、次の評価基準により採点を行う。ただし、評価項目 15「管理に係る経費の縮減」はbに基づき、評価項目 18「企業運営状況（安定的な運営が可能となる財政基盤）」はcに基づき、採点を行う。

評価基準	非常に優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
配点 5 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
配点 10 点	10 点	7~9 点	6 点	2~5 点	1 点

b 管理に係る経費の縮減の評価

採点表の評価項目 15「管理に係る経費の縮減」については、収支予算書の指定管理料（5年間）の見積額に応じ、次の評価基準により採点を行う。なお、配点は5点とし、指定管理料上限額（5年間合計）に対し0.5%以上縮減される場合は、上限の5点とする。

指定管理料（5年間）の見積額の範囲		配点
小祿老人福祉センター及び児童館	識名老人福祉センター及び児童館	5点
～ 120,418,880 円	～ 125,912,275 円	5点
120,418,881 円 ～ 120,570,160 円	125,912,276 円 ～ 126,070,456 円	4点
120,570,161 円 ～ 120,721,440 円	126,070,457 円 ～ 126,228,638 円	3点
120,721,441 円 ～ 120,872,720 円	126,228,639 円 ～ 126,386,819 円	2点
120,872,721 円 ～ 121,024,000 円	126,386,820 円 ～ 126,545,000 円	1点

c 企業運営状況（安定的な運営が可能となる財政基盤）の評価

採点表の評価項目 18「企業運営状況（安定的な運営が可能となる財政基盤）」については、税理士が応募団体の財務諸表等を基に評価した「税理士採点表」により採点を行

う。

カ 選定方法

各委員が採点した採点表を基に、次のとおり集計して指定管理予定候補者を選定する。

- ① 委員ごとに採点表に示す項目ごとに採点し、その合計点が高い順に順位をつける。そして、順位を第1位とした委員の数が最も多い団体を指定管理予定候補者を選定する。
- ② 上記①において、順位を第1位とした委員の数が同数の団体が2者以上ある場合は、当該団体の順位を第2位とした委員の数が最も多い団体を指定管理予定候補者とする。
- ③ 上記②において、順位を第2位とした委員の数が同数の団体が2者以上ある場合は、当該団体の順位を第1位とした委員の当該団体に係る採点の合計点が高い団体を指定管理予定候補者とする。
- ④ 公募結果として応募が1団体の場合又は上記①から③の方法によっても指定管理予定候補者が定まらない場合は、各委員の審査及び合意をもって指定管理予定候補者とする。
- ⑤ 上記①から④に関わらず、委員全員の採点の合計点満点の6割に満たない場合は選外とする。
- ⑥ 次点候補者以降の選定については、候補者としての順位が確定した団体を除き、残る団体を合計点が高い順に順位をつけ直した上で、上記①から⑤の規定を準用する。

キ 選定結果

① 那覇市小禄老人福祉センター及び那覇市小禄児童館

順位	団体名	評価項目（採点／配点）				合計	平均点 (合計／委員7名)
		I	II	III	IV		
1	社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会	160 ／210	54 ／70	335 ／490	48 ／70	597 ／840	85.3点 ／120点

② 那覇市識名老人福祉センター及び那覇市識名児童館

順位	団体名	評価項目（採点／配点）				合計	平均点 (合計／委員7名)
		I	II	III	IV		
1	社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会	160 ／210	54 ／70	335 ／490	48 ／70	597 ／840	85.3点 ／120点

ク 選定理由

① 那覇市小禄老人福祉センター及び那覇市小禄児童館

那覇市老人福祉センター及び児童館指定管理予定候補者審査要項（令和5年7月4日福祉部長決裁）の選定基準に基づき審査・評価した結果、選定基準表（採点表）におい

て、委員の採点合計が 597 点で、配点合計 840 点の 6 割（504 点）を上回っており、また、今回、公募結果として応募が 1 団体であったため、各委員の合意をもって指定管理予定候補者とした。

② 那覇市識名老人福祉センター及び那覇市識名児童館

那覇市老人福祉センター及び児童館指定管理予定候補者審査要項（令和 5 年 7 月 4 日福祉部長決裁）の選定基準に基づき審査・評価した結果、選定基準表（採点表）において、委員の採点合計が 597 点で、配点合計 840 点の 6 割（504 点）を上回っており、また、今回、公募結果として応募が 1 団体であったため、各委員の合意をもって指定管理予定候補者とした。

上記の結果、「社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会」を指定管理予定候補者として選定した。